

A close-up photograph of a single slice of golden-brown toast. In the center of the toast, a sunny-side-up fried egg is perfectly centered. The egg has a bright orange yolk and a white, slightly runny egg white. The toast has a soft, porous texture and a slightly darker crust. The background is plain white.

みんなでつくろう
美味しいえべっ

～江別市自治基本条例～

市内4大学・江別市“協働”制作

市民参加

みんなの意見や
考えを江別市に！

市民参加とは？

市の基本的な事項を定める計画や、広く市民が利用する大規模な公共施設を設置する計画を策定するとき、市民生活に大きな影響を及ぼす制度を導入するときなどは、市民の意見を反映させるため、市民参加の手続きが行われます。



ワークショップの様子

市民参加の手続き

手続きには、

- 附属機関^{※1}などの設置
- パブリックコメント^{※2}
- 市民説明会
- ワークショップ^{※3}
- アンケート調査

などがあります。



広報えべつ

どうやって参加するの？

例えば…

附属機関

市民委員に応募
↓ 委員選考 ↓
会議に出席し
意見を述べる。

パブリックコメント

市が素案を公表
↓ 内容確認 ↑
意見を書いて
市に提出する。

※市民参加の手続きを行う際は、広報えべつやホームページなどにお知らせします。



リニューアルされた公園

参加するとどうなるの？

まちづくりに関する
自分の考え

↓ 市に提案 ↓

暮らしやすく魅力ある
まちの実現につながる

※1 学識経験者、関係団体、市民などが、話し合いを通じて合意形成を図っていくもの。審議会、協議会などがある。

※2 市の重要な計画、方針などの素案を広く市民に公表し、市民から意見や情報をもらうもの。提出された意見などに対して、市の考え方を公表する。

※3 さまざまな立場の市民が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら意見や提案をまとめ上げていく場。

市民協働

みんなで一緒に
よりよいまちづくりを!



市民協働とは？

「協働」とは、市民や市が、お互いの立場と役割を理解しながら、地域社会の課題などを解決するために協力することをいいます。協働のまちづくり活動には、自治会による清掃活動やお祭り、市民活動団体による子育て支援など様々な活動があります。

身近な「協働」

ちょこっと解説

“まちづくりとは？”

暮らしやすく、魅力ある
まちを実現するための
すべての公共的な活動のこと



道路にゴミが落ちてないし、花壇が整備されていて、とてもきれいなまちだね。

ゴミ拾いや花壇の手入れとあって、
いったい誰がやっているんだろう？

学校で取り組んだり、お店の人がきれいにしていることもあるけど、自治会が行っていることが多いよ！それに、自然を守る活動をしている市民活動団体もあるんだよ！

そうだったんだ！知らなかった。
きれいなまちにするために、色んな人が関わっているんだね。

一人ひとりが、まちのために出来ることをする。それが「協働」なんだよ！

自治基本条例とは

「江別市自治基本条例」は、市民自治によるまちづくりを進めるための理念や基本的なルールなどを定める条例で、江別市の自治の基本を定める最高規範として位置付けられています。市民自治を推進する上での基本原則として、「市民と市との情報の共有」、「まちづくりへの市民参加と協働」、「市民の信託に基づく責任ある市政運営」を掲げています。

このリーフレットでは、条例の基本原則の1つである「まちづくりへの市民参加と協働」について説明しています。

「自治基本条例」をもっと詳しく知りたい方は、
江別市ホームページ「自治基本条例について」をご覧ください。
<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shminseikatsu/8311.html>

江別市の「パン」と「自治基本条例」

江別市は、石狩管内でも有数の小麦の産地です。中でも有名な品種が「ハルユタカ」で、パンなどに製品化されて、高い評価を得ています。「江別のことをもっと知ってもらいたい」、また、表面はカリッとして硬いけど、中はふわっとして軟らかいトーストのイメージから、「硬いイメージのものを軟らかく説明したい」と思い、このリーフレットをトーストの形にしています。

このリーフレットも、「協働」で作りました



このリーフレットは、市民に「自治基本条例」を身近に感じてもらいたいと思い、市民（大学生）と市の協働により作成しました。公募した市内4大学（北海道情報大学、札幌学院大学、北翔大学、酪農学園大学）の学生によるワークショップにて、アイデアを出し合いました（写真）。また、北海道情報大学情報メディア学部、安田教授のゼミの学生（鳴海葵さん、杉澤明音さん、阿部秀哉さん、泉元継さん）がデザインしました。

発行月：平成 29 年 12 月
発行：江別市生活環境部市民生活課市民協働担当
〒067-8674 江別市高砂町 6 番地
電話：011-381-1124 FAX：011-381-1070